

第90号議案

社会福祉法人に関する事務の委託について

地方自治法第252条の14第1項の規定により，社会福祉法人に関する事務を兵庫県に委託することについて，別記規約をもって協議するため，同条第3項の規定により，市議会の議決を求める。

平成24年12月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

社会福祉法に関する事務のうち，本市が処理すべき事務の管理及び執行を兵庫県へ委託するため，別記規約をもって協議を行うもの。

別 記

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 社会福祉の増進に資するため、芦屋市は、社会福祉法人に関する次に掲げる事務の管理及び執行を兵庫県に委託し、兵庫県はこれを受託する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第6章及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第11条の規定により市長の権限に属する事務
- (2) 前号に掲げる事務に付帯する事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、兵庫県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、芦屋市の負担とする。

- 2 前項の経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、兵庫県知事が芦屋市長と協議して別に定めるものとする。

(予算の計上)

第4条 兵庫県知事は、委託事務に係る収入及び支出については、兵庫県歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 兵庫県知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算のうち委託事務に関する部分を芦屋市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 兵庫県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、芦屋市長と連絡会議を開催するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、兵庫県知事は、直ちに改正後の当該条例等を芦屋市長に通知しなければならない

ない。

(廃止による決算等の措置)

第8条 委託事務を廃止した場合は、兵庫県知事は、当該廃止の日をもって委託事務の管理及び執行に要する収支を打ち切り、決算するものとする。この場合における処理については、兵庫県知事と芦屋市長とが協議して定めるものとする。

(補則)

第9条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、兵庫県知事と芦屋市長とが協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約要綱

1 規約の内容

(1) 委託事務の範囲（第1条関係）

次に掲げる事務の管理及び執行を兵庫県に委託する。

ア 社会福祉法第6章及び社会福祉法施行規則第11条の規定により市長の権限に属する事務

イ アに掲げる事務に付帯する事務

(2) 管理及び執行の方法（第2条関係）

委託事務の管理及び執行については、兵庫県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(3) 経費の負担（第3条関係）

ア 委託事務の管理及び執行に要する経費は、芦屋市の負担とする。

イ 経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、兵庫県知事が芦屋市長と協議して別に定める。

(4) 予算の計上（第4条関係）

兵庫県知事は、委託事務に係る収入及び支出については、兵庫県歳入歳出予算において分別して計上する。

(5) 決算の場合の措置（第5条関係）

兵庫県知事は、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算のうち委託事務に関する部分を芦屋市長に通知するものとする。

(6) 連絡会議（第6条関係）

兵庫県知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、芦屋市

長と連絡会議を開催する。

(7) 条例等改正の場合の措置（第7条関係）

委託事務について適用される兵庫県の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、兵庫県知事は、直ちに改正後の当該条例等を芦屋市長に通知しなければならない。

(8) 廃止による決算等の措置（第8条関係）

委託事務を廃止した場合は、兵庫県知事は、当該廃止の日をもって委託事務の管理及び執行に要する収支を打ち切り、決算する。この場合における処理については、兵庫県知事と芦屋市長とが協議して定める。

(9) 補則（第9条関係）

この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、兵庫県知事と芦屋市長とが協議して定める。

2 施行期日

平成25年4月1日

地方自治法抜粋

(協議会の設置)

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

(第2項省略)

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(第4項から第6項まで省略)

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

第252条の15 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

(1) 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体

- (2) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- (3) 委託事務に要する経費の支弁の方法
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

社会福祉法抜粋（平成25年4月1日施行）

（所轄庁）

第30条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

- (1) 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人（次号に掲げる社会福祉法人を除く。）であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）
- (2) 第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

（第2項省略）